

広島市立大学副学長規程

平成22年4月1日

規程第36号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第6条第3項の規定に基づき、広島市立大学副学長（以下「副学長」という。）の職務に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 副学長は、広島市立大学長（以下「学長」という。）を補佐し、全学的な重要事項について企画・立案、各部局及び常設委員会等との連絡調整等を行うとともに、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(員数及び職務分担)

第3条 副学長は、2人とする。

2 副学長の職務分担は、研究、地域貢献等を担当する者（研究・地域貢献担当）と、教育、学生支援等を担当する者（教育・学生支援担当）に分ける。

(選考及び任命の方法)

第4条 副学長は、本学の専任の教授のうちから、学長の選考に基づき、公立大学法人広島市立大学理事長（以下「理事長」という。）が任命する。

2 学長は、次の各号のいずれかに該当する場合に副学長候補者の選考を行う。

- (1) 副学長の任期が満了するとき。
- (2) 副学長の辞任の申出を理事長が承認したとき。
- (3) 副学長が欠員となったとき。

3 副学長は、公立大学法人広島市立大学定款第22条第2項第4号に規定する学部、研究科その他の教育研究上の重要な組織の長を兼ねることができない。

(学長の職務代理)

第5条 学長がその職務を行うことができないときは、副学長が、その職務を代理する。

2 学長の職務代理を置く必要がある場合は、副学長のうちから学長が指名する。

(任期)

第6条 副学長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副学長の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、副学長の任期は、学長の任期の終期を超えないものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、副学長に関し必要な事項は、理事会の議に基づき理事長が定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。